

グループホームさるびあ重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業

あなたに対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたり、介護保険法に係る厚生労働省令に基づいて、重要事項を下記のとおり説明します。

(平成 30 年 10 月 1 日現在)

1、ご利用施設の概要

(1) 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 光仁会
事業者所在地	周南市城ヶ丘三丁目 6 番 1 号
代表者名	理事長 市川喜久子
電話番号	0 8 3 4 - 3 3 - 8 8 8 1
FAX 番号	0 8 3 4 - 3 3 - 8 8 8 2

(2) 当法人で併せて実施する介護保険事業

事業の種類	山口県知事・周南市の指定番号		利用定員
	指定年月日	指定番号	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	平成 26 年 11 月 1 日	3591500289	29 名
(予)短期入所生活介護	平成 26 年 11 月 1 日	3571501414	10 名
地域密着型通所介護	平成 27 年 3 月 1 日	3571501539	10 名

2、事業所の概要

名称	グループホームさるびあ		
所在地	周南市城ヶ丘三丁目 6 番 1 号		
介護保険事業所番号	3591500271		
電話番号	0834-33-8886	F A X 番号	0834-33-8887
敷地	2 6 5 5 . 1 1 m ²		
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建て		
延床面積	4 4 5 . 1 4 m ²		
ユニット数	2 ユニット		
入居定員	1 8 名		
居室数 1 8 室 全室個室	1 0 . 0 8 m ² ~ 1 0 . 6 2 m ²		
共同生活室 (2 室)、浴室・脱衣室 (2 室)、トイレ (4 ヶ所)			

3、事業の目的

本事業所は、老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。

4、運営の方針

本事業所において提供する（予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法ならびに、関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。

- 2、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供、管理、評価をする。
- 3、利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- 4、適切な介護技術をもってサービスを提供します。
- 5、前条の目的達成のため、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、保険医療・福祉関係者や行政機関との密接な連携に努めるものとする。

5、従業者の職種及び員数

従業者の職種、員数は、次のとおりとします。

- (1) 管理者 1名（常勤1名 介護職員と兼務）
- (2) 計画作成担当者 2名（常勤2名 介護職員と兼務）
- (3) 介護職員 15名（常勤13名 うち1名 管理者と兼務・
うち2名 計画作成担当者と兼務
うち2名 看護職員と兼務
非常勤2名 うち1名 グループホームさるびあ及び
デイサービスセンターくすのきの管理栄養士兼務）
- (4) 看護職員 4名（常勤2名 うち2名 介護職員と兼務
非常勤2名 うち1名 特別養護老人ホームと兼務）
- (5) 管理栄養士 1名（非常勤 グループホームさるびあ介護職員及び
デイサービスセンターくすのきの管理栄養士と兼務）

6、職員の勤務体制

勤務体制	
早出	7：00～16：00
日勤	8：30～17：30
遅出	10：00～19：00
	10：30～19：30
夜勤	17：00～翌8：30

7、利用料

①介護保険給付対象サービスの利用料

※当事業所は、1単位が10,14円の地域区分7級地となります。

※利用者の個人負担額は介護保険負担割合証に記載された割合により算出いたします。

※算定させていただく加算については体制の変更により変わる場合がございます。

給付内容	区 分	自己負担
(予防) 認知症対応型共同生活介護	要支援2	743単位/日
	要介護1	747単位/日
	要介護2	782単位/日
	要介護3	806単位/日
	要介護4	822単位/日
	要介護5	838単位/日
医療連携体制加算 (I)		39単位/日
初期加算・・・入居初日から30日間加算されます。		30単位/日
サービス提供体制強化加算 (II)		6単位/日
介護職員処遇改善加算 (I)		所定単位×11.1%(月)
認知症専門ケア加算 (I)		3単位/日
生活機能向上連携加算		200単位/月
栄養スクリーニング加算		5単位/回

8、介護保険給付以外の費用

種類	金額 (日額/月額)	備考
家賃	45,000円/月	月途中の入退居については、1,500円/日の日割り計算となります。
光熱水費	20,000円/月	月途中の入退居については、670円/日の日割り計算となります。
食費	1,600円/日	(朝食250円、昼食(おやつ代込)710円、夕食640円)
その他の日常生活費	実費	利用者希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものにかかる費用 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものに係る費用
敷金	50,000円	敷金として入居時に預かり、退居時に清掃費、未収金等を精算後、残りは返還します。
おむつ代	実費	ご家族から希望があれば、当法人が契約している業者より、必要に応じて購入し、入居者に請求します。なお、ご家族が持ってこられることも可能です。
理美容代	実費	理美容代にかかった経費の実費を請求します。

※長期入院については入居者が入院されている期間の費用は請求いたしません。

※医療費について

介護職員は、常日頃から利用者の健康管理に努めておりますが、利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合は、利用者の主治医又は事業者の協力医療機関による往診や通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担していただくこととなります。

9、事故及び災害発生時の対応

- 1、事故及び災害発生した場合には入居者の状況を確認し、必要な処置を行うとともに速やかにご家族に連絡をします。重大な事故や事態が発生した場合には、速やかに関係機関（周南市高齢者支援課、山口県長寿社会課その他関係機関）にも連絡いたします。
- 2、「事故・災害報告書」にて、発生状況、経緯（経過）、入居者の状態等を記録し、誠意をもって入居者やご家族に説明をいたします。
- 3、「事故・災害報告書」を基に発生原因を職員とともに検証し、再発防止に努めます。

10、協力医療機関

医療機関の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院
院長名	井上 裕二
所在地	周南市孝田町1番1号
電話番号	0834-21-3330
診療科	内科、外科、整形外科等
入院設備	有り

医療機関の名称	社会福祉法人 同仁会 周南記念病院
院長名	竹重 元寛
所在地	下松市生野屋南一丁目10番1号
電話番号	0833-45-3330
診療科	内科、外科、整形外科等
入院設備	有り

医療機関の名称	医療法人社団 光仁会 市川医院
院長名	市川 晃
所在地	光市中央3丁目2番26号
電話番号	0833-72-5700
診療科	内科、胃腸科、リハビリテーション科、循環器科
入院設備	有り

1 1、協力歯科医療機関

医療機関の名称	こやま歯科医院
院長名	小山 茂幸
所在地	周南市上御弓町4181
電話番号	0834-22-6622

1 2、協力支援連携施設

施設の名称	地域密着型特別養護老人ホームくすのき苑
住所	周南市城ヶ丘三丁目6番1号
電話番号	0834-33-8881
施設の名称	介護老人保健施設ふくしの里
住所	下松市生野屋南一丁目10番1号
電話番号	0833-45-3360

1 3、損害賠償

万一の事故に備えて、損害補償保険責任保険に加入しております。

保険会社：損害保険ジャパン日本興亜（株）

1 4、非常災害時の対策

火災・災害時の対応	別途定める「社会福祉法人光仁会消防計画」に従い対応します。
平常の訓練	「社会福祉法人光仁会消防計画」に従い夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
災害設備	スプリンクラー、誘導灯、消火器、自動火災報知機

1 5、苦情相談機関

当施設に相談窓口を設置しております。遠慮なくお申し出ください。

- 苦情解決責任者 村木 幸
- 苦情受付担当者 中山 知子
- 苦情受付担当者 中村 明子

受付時間 午前8：30～17：30

電話0834-33-8886

16、その他の相談機関

- 第三者委員 有馬 俊雅
周南市速玉町3-17
電話0834-22-2115
- 第三者委員 小林 武生
周南市学園台843-4-28
電話0834-28-0411
- 周南市高齢者支援課
周南市銀座2丁目13番地
電話0834-22-8467
- 山口県国民健康保険団体連合会
山口県朝田1980-7
電話083-995-1010
- 山口県福祉サービス運営適正化委員会 (福祉サービス苦情解決委員会)
山口県大手町9-6 ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館2F
電話083-924-2837

17、利用にあたっての留意点

訪問・面会	面会は、事業所に備え付けてある面会簿に記入し、従業員に届け出てください。面会時間は、原則として、8:00~21:00です。この時間帯以外での面会を希望される際には、お電話でご連絡をください。来訪者の方で、宿泊を希望される方は事前に管理者にご連絡ください。なお、入居者の安全確保、防犯上、19:00以降翌朝7:00まで玄関を施錠しております。
外出・外泊	外出・外泊をされる際には、事務所にある外出・外泊届を必ず提出してください。なお、必ず行き先と帰宅予定時間に遅れる場合には連絡を必ずお願いします。3日以上連続して外泊される場合は、管理者に事前にご相談ください。(入居者の外出・外泊は、ご家族(身元引受人)の付き添いが原則です。)
住居・居室の利用	共同生活住居内の設備、備品等は、大切にご利用ください。なおこれに反して利用し破損等が発生した場合は、賠償していただくことがあります。
所持品の管理	所持品には必ず記名をお願いします。持ってこられた時に記名を職員と一緒に確認させていただきます。
現金等の管理	現金は部屋に持ち込まないようお願いします。事務所にてお預かりします。

迷惑行為	騒音等他の入居者への迷惑行為が続く場合退居していただくことがあります。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
貴重品	要望があれば、日常生活上使用するに足る程度の金銭（上限1万円）を預り金規定に基づき、当事業所で管理することも可能です。
喫煙・飲酒	喫煙は指定された場所をお願いします。 飲酒を希望される方は、お知らせください。（保管は、職員がいたします。）
入院の場合	心身の状態変化に伴い入院治療されることになった場合には、最長1か月は居室を開けて退院をお待ちすることができます。また、1か月を超えての入院治療の場合は、ご相談ください。
利用料金等のお支払	<p>(1) 当事業所では、当サービスご利用の都度、提供しましたサービスの内容を示す「サービス提供明細書」をお渡しし、翌月「請求書」を送付いたします。この請求書に記載した金額を、その月（サービスご利用の翌月）26日に、ご指定の通帳より自動引落としする方法にてお支払いいただきます。</p> <p>(2) 上記のとおり、通帳自動引落の方法を原則としておりますが、ご利用者のご希望に応じ、口座振込の方法も承ります。この場合には、担当職員にお申し付けください。</p>
宗教	他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
食べ物	食品の持ち込みはご自由ですが、管理上職員へ一言声をかけることをお願いします。